

## 徳島県企業局藍場町地下駐車場広告事業審査会設置要綱

### (設置)

第1条 徳島県企業局藍場町地下駐車場における広告掲載に係る各種事項について審査するため広告事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとする。

### (組織)

第2条 審査会の委員長は、企業局副局長を充てる。

2 委員は、企業局次長、企業局経営企画戦略課長、企業局事業推進課長、企業局経営企画戦略課政策調査幹を充てる。

3 委員は、審査する内容等に関連する所管の職員を、臨時の委員として加えることができるものとする。

4 委員長に事故があるとき又は、委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

### (審査事項)

第3条 審査会は、次の事項について審査を行うものとする。

(1) 広告の掲載可否に関すること。

(2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

### (審査会の開催)

第4条 審査会は、前条の事項を審査する場合において、委員長が必要と認めたときに委員長が召集する。

2 審査会は、半数以上の委員が出席しなければ、開催することができない。

3 審査会は、徳島県企業局が管理する広告媒体等に広告掲載を申請するものより提出された申請書等の内容を検討し、掲載にかかる決定を行う。

4 緊急を要する等、委員長が必要と認めた場合については、稟議（持ち回り決裁）、個別審査等をもって代えることができるものとする。

### (事務局)

第5条 審査会の事務局は、企業局経営企画戦略課におく。

### 附則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。